

令和 3 年

郡山市教育委員会

10 月定例会議事録

令和3年 郡山市教育委員会 10月定例会議事録

日 時 令和3年10月21日(木)午後1時30分

場 所 郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎5階)

出席委員 教 育 長 小 野 義 明 委 員 今 泉 玲 子
委 員 阿 部 晃 造 委 員 藤 田 浩 志
委 員 田 中 里 香

出席者 教育総務部長 朝 倉 陽 一
学校教育部長 小 山 健 幸
こども部次長 ((併)学校教育部次長) 相 楽 靖 久
生涯学習課長 青 柳 光 信
美 術 館 長 菅 野 洋 人
学校教育推進課長 鈴 木 重 行
教育研修センター所長 難 波 和 生
総合教育支援センター所長 大 竹 学

書 記 橋 本 佑 也

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長の報告
- 4 議 事
なし
- 5 そ の 他
(1) 令和4年郡山市成人のつどいの開催について
(2) 新型コロナウイルス感染症関連について
- 6 各課報告
- 7 閉 会

教 育 長 只今から、郡山市教育委員会令和3年10月定例会を開会いたします。
本日は、阿部教育長職務代理者が都合により欠席されておりますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項」の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本定例会は成立いたします。
なお、本日は、傍聴人はおられません。
はじめに、令和3年9月定例会の議事録の承認についてですが、何か御意見等はございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
令和3年9月定例会の議事録については、配付のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、そのように決しました。
次に、教育長報告として、私から2件報告させていただきます。
1件目は、令和3年度福島県都市教育長協議会についてであります。昨日、本市の教育委員会室を会場として第2回役員会が開催され、また、本日オンライン会議により臨時総会が開催されました。協議内容等につきま

しては、資料のとおりであります。来年度の組織体制や東北及び全国都市教育長協議会役員の推薦について協議を行いました。

2件目は、19日までに実施した10月の学校訪問についてであります。資料に記載の小・中学校を訪問しましたが、全ての学級の授業の様子を見せていただきました。どの学級においても生き生きと活動している子どもたちの様子が見られました。また、本市で整備しております、一人一台のタブレット端末を有効に活用しながら授業を展開している様子が印象に残っております。今後も計画に従って学校訪問を継続してまいりたいと思います。

以上で、私からの報告を終わります。

教 育 長 それでは、「4 議事」に入りますが、本定例会には、提出案件はございませんので、次の「5 その他」に入ります。

本定例会には、その他として、(1)「令和4年郡山市成人のつどいの開催について」、(2)「新型コロナウイルス感染症関連について」、以上、2件が提出されております。

その他の(1)につきましては、令和3年10月25日開催の10月月例記者会見で公表する案件でありますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開にすべき案件と考えられます。

委員の皆様にお諮りいたします。

その他の(1)について、非公開とすることに対し、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

教 育 長 出席者の3分の2以上の賛成でありますので、その他の(1)については、非公開とすることに決しました。

つきましては、非公開の案件については、後ほどの「6 各課報告」終了後に事務局に説明させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、(2)「新型コロナウイルス感染症関連について」、事務局の説明を求めます。

学校教育部長 市立学校における新型コロナウイルス感染症の状況についてであります
が、前回の定例会の御報告以降、児童生徒及び教職員の感染者はおりませ
ん。各学校は10月4日から感染症対策を十分にした上で、通常の授業及び
放課後の活動を実施しているところであります。

次回以降の定例会においては、毎月「その他」で御報告させていただい
ておりました新型コロナウイルス感染症関連につきましては、児童生徒及
び教職員に感染者が生じた場合のみ、「その他」の案件として提出させてい
ただきます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、新型コロナウイルス感染症関連の御報告はそのような対応
としたいと思いますが、なにかございますか。

(なし)

教 育 長 その他、ございますか。

阿 部 委 員 報道を聞くと、感染不安から自主的に学校を休んでいる家庭があると聞
きますが、本市にもあるのでしょうか。

学校教育部長 本市においても一桁の人数ではありますが、感染不安から休んでいる児童
生徒はおります。なお、これにより休んでいる方については出席停止扱い
となります。

阿 部 委 員 その子どもたちのために授業のオンライン配信など、なんらかの対応は
しているのでしょうか。

学校教育部長 不登校の児童生徒を含め、そういった子どもたちについては、学校と保護
者が連絡を取ってタブレットを配付させていただいたり、あるいはタブレ
ットの使用が困難な児童生徒には、プリント等を状況に応じて配付したり
しております。中学生ですと、授業をそのままオンライン配信するという
場合もあります。その他、タブレットによる算数、数学、英語のドリルを
活用しております。

教 育 長 その他、ございますか。

藤田委員 毎日子どもを学校に送り出す前に体温を計測、記載して送り出していますが、アプリケーション・ソフトウェア（以下「アプリ」という。）を活用して家庭からデータを送信してもらうことにより体温等を把握している学校があると聞いています。これを活用するかどうかは学校ごとに決めているのでしょうか。

学校教育部長 アプリにつきましては、保護者による費用の自己負担が生じますが活用している学校も数校ございます。メリット、デメリットが様々ありますので、市内全校ということではなく、活用については各学校にお任せしている状況であります。

藤田委員 アプリの活用状況を市内全体で共有した上で、学校への体温の報告をどの方法で行うかが選択できていれば良いと思いますが、一保護者としてアプリの活用の話は聞いておりませんでした。

学校教育部長 特に教育委員会として、アプリの活用をお願いしたり、方法として提示したりはしておりません。各学校がPTAと協議しながら進めている状況であります。

教育長 その他、ございますか。

田中委員 不登校の件ですが、ニュース等でコロナ禍になってから学校に行けなくなってしまった児童生徒がとても増えているとの話を聞きます。本市ではコロナ禍より前と比べて数に変化はあるのでしょうか。

学校教育部長 不登校の数については、昨年度よりも今年度は増えている状況です。不登校とは、年度間に30日以上欠席をした児童生徒が対象となりますが、昨年度の同時期に市内全校を1か月程度の休校としたことから、その期間は出席日数に含まれておりません。つまり、今年度の出席すべき日数の方が昨年度のその日数よりも多いため、今年度は不登校の数が増えやすい状況です。

不登校の増加には、コロナ禍による環境の変化が大きな影響を与えていると考えております。コロナ禍となり、各家庭環境は様々に変化しました。それに伴い、子どもたちの生活リズムも変わってしまったり、あるいは昨年度の休校から生活のリズムが崩れてしまっていたりなどが考えられます。そういった児童生徒については、保護者を含め、学力面を心配されますの

で、その部分についてはタブレットやプリント学習などで対応しております。また、なかなか学校に行けない児童生徒については、総合教育支援センターのふれあい学級や各公民館に設置する分室に通級していただき、1時間又は2時間の学習も可能です。その他、学力面以外では定期的に担任の先生が家庭訪問をさせていただいたり、電話連絡をさせていただいたりしております。さらに、児童生徒が自由に入出入り可能なサテライト分室を現在2か所開設させていただいており、様々な状況の児童生徒に対応できるような体制をとっております。

教 育 長 その他、ございますか。

(なし)

教 育 長 次に「6 各課報告」に入ります。

(各所属、下表案件について報告)

No	所 属 名	件 名
1	美術館	企画展「郡山の美術とであう」について
		令和3年度常設展 第3期について
		鑑賞学習対応について
		企画展「やなせたかしの世界」について
2	学校教育推進課	令和3年度児童生徒の交通事故発生状況について
3	教育研修センター	令和3年度9月教職員研修講座等の実施状況について
4	総合教育支援センター	令和3年度幼・保・小連携推進事業 第4回幼・保・小合同研修会について

